令和7年3月28日

【重要】プログラム更新(アップデート)、マスタ更新のお願い 令和7年4月からの医療DX推進体制整備加算

(一部追加修正版)

株式会社スカイ・エス・エイッチ長谷川、小林、竹本

いつもお世話になり、ありがとうございます。

令和7年4月一部診療報酬改定、薬価変更に伴い、3月26日以降、4月診療開始 までにプログラム更新(アップデート)およびマスタ更新をお願いいたします。

令和7年4月から医療DX推進体制整備加算は6つの区分に細分化され、マイナ保険証の利用率実績に応じて算定する点数も変わります。詳しくは厚生労働省ホームページ等をご確認ください。

一記一

令和7年4月からの医療DX推進体制整備加算(弊社設定により自動算定します)

コード	診療行為名称	利用率	点数	電子処方箋 発行体制
111703670	医療DX推進体制整備加算1(初診)	45%	12 点	あり
111703770	医療 D X 推進体制整備加算 2 (初診)	30%	11 点	あり
111703870	医療DX推進体制整備加算3(初診)	15%	10 点	あり
111703470	医療DX推進体制整備加算4(初診)(従来加算1のコード)	45%	10 点	なし
111703570	医療DX推進体制整備加算5(初診)(従来加算2のコード)	30%	9 点	なし
111703370	医療DX推進体制整備加算6(初診)(従来加算3のコード)	15%	8 点	なし
113707970	医療DX推進体制整備加算1(医学管理等)	45%	12 点	あり
113708070	医療 D X 推進体制整備加算 2 (医学管理等)	30%	11 点	あり
113708170	医療DX推進体制整備加算3(医学管理等)	15%	10 点	あり
113707770	医療DX推進体制整備加算4(医学管理等)(従来加算1のコード)	45%	10 点	なし
113707870	医療DX推進体制整備加算5(医学管理等)(従来加算2のコード)	30%	9 点	なし
113705470	医療DX推進体制整備加算6(医学管理等)(従来加算3のコード)	15%	8点	なし

(1)以前には医療 DX 推進体制整備加算の算定はなく、今回 4 月より新規に算定される場合、

令和7年4月4日必着で厚生局への届出は必要です。届けられる場合弊社に連絡をお願いします。

- (2)電子処方箋発行体制がある場合、再度の届出が必要です。届けられる場合弊社に連絡をお願いします。
- (3) 小児科外来診療料を算定しており、令和6年1月1日から12月31日までの延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の場合、令和7年4月1日から同年9月30日までの間に限り、上表の利用率「15%」
- は「12%」とします。該当する場合再度の届出が必要です。届けられる場合弊社に連絡をお願いします。
- (4)電子処方箋発行体制はなくとも加算 4~6 は算定できます。
- (5)電子処方箋発行体制と電子カルテ情報共用サービスの参加は,令和7年9月までの経過措置です。

【重要】マイナ保険証利用率の ORCA への登録方法が 4 月適用分より変わります。

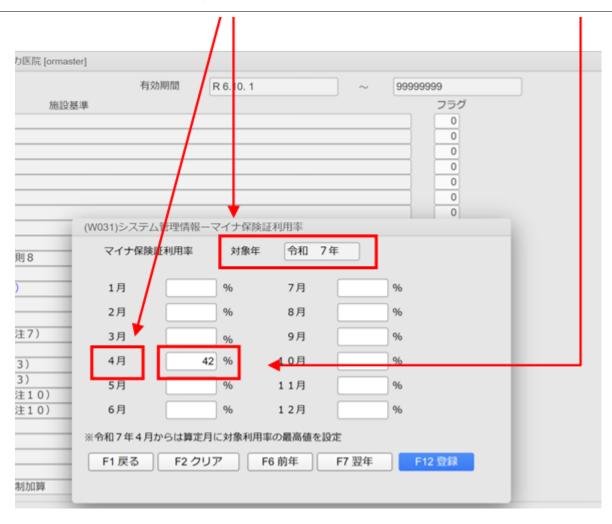
次ページも必ずお読みください。

2. マイナ保険証利用率の ORCA への登録方法が令和7年4月適用分より変わります 従来、令和7年4月適用分であれば令和6年11月~令和7年1月の実績を登録しましたが、以下 のように変わります。

医療機関等向け総合ポータルサイトログイン、右上[担当者名]クリック、[プロファイル]クリック、「マイナ保険証の利用状況のお知らせ」の以下情報を入力してください。

以下は1例であり医療機関様ごとの実際の値を入力してください。

貴施設における<u>医療 D X 推進体制整備加算(4 月適用分)</u>対象利用率の<u>最高値:42%</u>(R7 年 1 月診療月分・レセプトベース利用率)



以上の入力箇所

「91 マスタ登録」「101 システム管理マスタ」管理コード「1006 施設基準」 有効年月日一番下(有効終了年月日 9999999)をクリック「確定」次画面の右下 「医療 D X | にあります。

令和7年3月以前の適用分

従来通りの登録方法です。

小児科特例を活用とする場合

対象利用率が12%~14%の場合は15%を設定してください(令和7年9月まで)。